知立市立知立中学校長 尾 﨑 淳 一

緊急事態措置から「まん延防止等重点措置」への移行に伴う本校の対応等について

向暑の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、 日頃は、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校の新型コロナウイルスの感染予防につきましては、愛知県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域から除外され、6月21日から「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされたことに伴い、下記のとおり実施いたしますので御確認ください。

引き続き、十分な対策を行って教育活動を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

本県が緊急事態宣言の対象区域から<u>「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とさ</u>れたことを踏まえ、引き続き警戒を緩めず、学校教育活動を継続していく。

2 校内における感染防止対策の徹底

- (1)給食は対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。食事後は、 速やかにマスクを着用するように指導する。
- (2)「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗い、咳エチケットを徹底するよう指導する。
- (3) 教室等の常時換気を実施する。

3 教育活動上の対応

(1) 徐々に再開する活動

<u>感染症対策を適切に実施した上で、地域の感染状況に応じて、「感染のリスクが高い</u> 学習活動」を徐々に再開する。

- 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- (2) 慎重に再開を検討する活動

「<u>特に</u>感染のリスクが高い学習活動」<u>の再開は、地域の感染状況に応じて、慎重に</u> 検討する。

- ・ 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・ 技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」

・ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したり する運動 |

(3) 修学旅行等の校外行事

修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容 を見直す等、感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。

(4) 学習活動

- 教室等においては、生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可 能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を 優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。

(5) 部活動

- 対外的な練習試合、合同練習は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や 活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
- ・ 公式戦への参加は、周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に 検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。
- 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向 かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動の再開につ いては、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。
- ・ 活動の開始時と終了時には、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った 上で実施する。
- ・ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱につ いては、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確 保する。
- ・ 部室の使用は荷物の搬入・搬出、保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行 うよう指導する。 また、 会話を控え、 原則マスクを着用し、 可能な限り換気をする。

4 その他

- (1) 1~3の項目において、令和3年5月12日付け「『緊急事態措置』を受けた本校の 対応等について」からの変更箇所に、下線を引いて示しました。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の件で、学校に連絡がありましたら、以下の連絡先の順 にお電話ください。

① 知立市立知立中学校

(0566)81-1370

② 知立中学校契約携帯電話

(080) 4297-1089

③ 知立市教育委員会学校教育課 (0566)83-1111

※ ①の電話につながらない場合、②、③の順に御連絡ください。

(本件連絡先)

知立市立知立中学校 教頭 山頰 豊 電話(0566)81-1370